

城陽市福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 原油価格・物価高騰等の影響を受けながらも福祉サービスの安定的な提供を継続している福祉施設等を支援するため、「城陽市福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱において必要な事項を定め、もって本市における事業継続支援を目的とする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象とする施設等は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の交付額)

第3条 交付額は別表2のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、別に定める城陽市福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、申請者に対し補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その旨の通知を行うものとする。

2 前項の交付決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(事業の変更又は中止の申請)

第6条 交付決定を受けた法人が、事業の変更又は中止をしようとするときは、別に定める城陽市福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金変更（中止）申請書により、市長に申請しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 補助金の請求は、第5条に規定する交付決定を受けた後に、別に定める城陽市福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金請求書により行うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、法人が規則第14条第1項に該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第9条 交付決定を受けた法人は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表 1

対象施設等	(障がい者施設等) 通所系サービス事業所（生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス）、短期入所サービス事業所、障害者施設等（障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）、相談系サービス事業所（計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）、地域生活支援系サービス事業所（日中一時支援、移動支援） (高齢者施設等) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項に規定される有料老人ホーム、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、福祉用具貸与・販売事業所、居宅療養管理指導事業所、在宅介護支援センター (保育施設等) 民間保育所、地域型保育事業所、公設民営保育所、民間学童保育所
-------	---

別表 2

交付額	(光熱水費)	
	通所系	4, 0 0 0 円／人 (定員)
	入所系	7, 0 0 0 円／人 (定員)
	訪問系	3 9, 0 0 0 円／事業所
	(食材料費)	
	通所系	3, 0 0 0 円／人 (定員)
	入所系	8, 0 0 0 円／人 (定員)